

神病協発第576号  
2020年2月14日

会 員 各 位

公益社団法人神奈川県病院協会  
会 長 新 江 良 一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び  
第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に  
関する流行地域について

このことについて、令和2年2月13日付けで、神奈川県健康医療局保健医療部医健  
康危機管理課長より別添のとおり周知の依頼がありましたので、お知らせいたします。

令和2年2月13日

各関係機関の長 様

神奈川県健康医療局保健医療部  
健康危機管理課長  
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等  
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

日頃より、本県の感染症対策の推進に御協力をいただき感謝申し上げます。  
標記について、令和2年2月12日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡において、今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について、別添のとおり変更となりました。  
つきましては、当該情報の貴会員への周知について、御協力をお願いいたします。

問合せ先  
感染症対策グループ 山田、橋本  
電 話 (045)210-4791 (直)



事務連絡

令和2年2月12日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等  
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日付け健感発 0204 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記の通り変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

## 記

### 1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、中華人民共和国湖北省及び浙江省とする。

### 2 適用日等

令和2年2月13日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の（4）イ及びウについて「発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省に渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。